

保育補助制度

【普通一種課程及び準中型課程(免許なし、原付・自動二輪)に入学の方が対象になります。】

※仮免許科・審査科は適用外

※保育補助制度のご利用を検討される方は必ずお読み下さい。助成制度の利用には、事前に申し出が必要です。

対象者：普通一種課程及び準中型課程の在校生のお子様(未就学児)が教習中に一時保育のサービスを受けた場合が助成対象です。

※仮免保有科、審査科は対象外です。

対象日時：学科教習や技能教習、学科効果測定、仮免許学科試験、修了検定、勉強会卒業検定など、教習(技能検定)を受講(受検)した実時間が助成対象です。

※移動時間や待ち時間、おやつ代、食事代、保険料は含まれません。

助成金額：助成限度額はお子様の人数に関係なく2万円までです。

給付方法：卒業検定合格日から1週間以内に次の書類を提出して下さい。

(1) 領収書(利用日時を記入したもの)

(2) 一時保育料の時間単価表

※利用日時や時間単価が不明な場合は、助成対象となりません。

※後日給付となります。

※助成金の給付につきましては、2週間以内に会計でお受取りになれるか、振込みになりますのでご了承下さい。(振込手数料はお客様のご負担になります。)

※在校中の返金は出来ません。

その他：保育所の斡旋は行っておりません。



保育補助制度をご利用になれる方は事前に受付へお申出下さい。